

包括同意基準適合チェックシート（第3項）

建築基準法第43条第2項第2号関係

申請者の住所及び氏名			申請場所			
道の概要	道又は空地の種類		管理者		管理者の許可等	有・無
	道の幅員	m	敷地と接している部分の長さ	m		

沖縄県建築審査会の審議の特例による包括同意基準（第3項）	
法第43条第2項第2号（敷地等と道路の関係）の規定による許可について、建築基準法施行規則第10条の3第4項第1号の基準に適合し、次の要件を満たすもの。	チェック
公園、緑地、広場などは、国、県、市町村が管理する広い公共空地であること。	
当該空地は、建築物の敷地から道路まで支障なく通行できるものであること。	
敷地は当該空地に2 m以上接するものであること。	
当該空地を通行することについて、その管理者の承諾等が得られたものであること。	
建築物及びその敷地は、敷地内の雨水、汚水等の排水処理を適切に行えるものであること。	

<p>建築基準法施行規則第10条の3第4項第1号に基づく許可基準</p> <p>「その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること」</p>

包括同意基準適合チェックシート（第4項）

建築基準法第43条第2項第2号関係

申請者の住所及び氏名			申請場所			
道の概要	道又は空地の種類		管理者		管理者の許可等	有・無
	道の幅員	m	敷地と接している部分の長さ		m	

沖縄県建築審査会の審議の特例による包括同意基準（第4項）

法第43条第2項第2号（敷地等と道路の関係）の規定による許可について、建築基準法施行規則第10条の3第4項第2号の基準に適合し、次の要件を満たすもの。		チェック
（農道等の指定） イ 「農道その他これに類する公共の用に供する道」（以下「農道等」という。）は、公的機関が管理するものであり、次のいずれかに該当するものであること。	土地改良事業、農道整備事業等による農道 河川又は海岸の管理用の道 港湾施設である道 国又は地方公共団体の管理する道	
（交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認める基準） ロ 「交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認めるもの」については、次のすべての事項を満たすもの。	農道等は基準法上の道路に接続するものであること。 農道等は将来にわたって安定的に利用でき、管理者の承諾等を要する場合にあっては、あらかじめ、当該承諾等が得られたものであること。 農道等は、その縦断勾配が12%以下のものであること。 建築物の敷地は、農道等に避難上有効に2メートル以上接するものであること。ただし、沖縄県建築基準法施行条例に接道に係る規定がある場合には、その数値以上とする。 建築物及びその敷地は、敷地内の雨水、汚水等の排水処理を適切に行えるものであること。 建築物及びその敷地は、農道等を法第42条第1項の道路とみなして適用する建築基準関係規定に適合すること。	

建築基準法施行規則第10条の3第4項第2号に基づく許可基準 「その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る）に2メートル以上接する建築物であること」	チェック
上記包括同意基準3のイに規定する農道等の幅員が4メートル以上あること。	
農道等と敷地の接する部分の長さが2メートル以上あること。	

包括同意基準適合チェックシート（第5項）

建築基準法第43条第2項第2号関係

申請者の住所及び氏名			申請場所			
道の概要	道又は空地の種類		管理者		管理者の許可等	有・無
	道の幅員	m	敷地と接している部分の長さ		m	

沖縄県建築審査会の審議の特例による包括同意基準（第5項）

<p>法第43条第2項第2号（敷地等と道路の関係）の規定による許可について、建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号の基準に適合し、次の要件を満たすもの。</p>	チェック
<p>（敷地と道路の関係）</p> <p>イ 敷地と道路（法第42条の道路。ただし第4第4項に規定する道も含む。）との間に水路、河川、里道その他これに類するもの（以下「河川等」という。）が存在する場合であって、当該道路と敷地が有効に接続し、避難上、通行上支障がないこと。</p>	
<p>（交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認める基準）</p> <p>□ 「交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認めるもの」については、次のすべての事項を満たすもの。</p>	
<p>河川等の管理者等の承諾等が得られたものであること（里道を除く。）</p>	
<p>建築物の敷地は、河川等を横断し、道路に避難上有効に2メートル以上接するものであること。ただし、沖縄県建築基準法施行条例に接道にかかる規定がある場合には、その数値以上とする。</p>	
<p>水路、河川を跨ぐ橋等は、構造、形態等通行に支障がないものであること。</p>	
<p>建築物及びその敷地は、敷地内の雨水、汚水等の排水処理を適切に行えるものであること。</p>	

建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号に基づく許可基準

「その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること」

包括同意基準適合チェックシート（第6項第1号）

建築基準法第43条第2項第2号関係

申請者の住所及び氏名			申請場所			
道の概要	通路の種類		関係権利者・管理者		関係権利者等の承諾等	有・無
	通路の幅員	m	敷地と接している部分の長さ		m	

沖縄県建築審査会の審議の特例による包括同意基準（第6項第1号）

法第43条第2項第2号（敷地等と道路の関係）の規定による許可について、建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号の基準に適合し、次の要件を満たすもの。		チェック
（特定通路の基準） ア 「その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な通路（以下「特定通路」という。）は、次のすべてに該当するものであること。	(ア) 特定通路は、平成11年5月1日において、現に建築物が立ち並び、一般の交通の用に供されている道であって、現況幅員が4m以上のものであること。 (イ) 特定通路は、その範囲及び形態が明確に確認できるものであること。 (ウ) 特定通路は、通行することについて、あらかじめ、その関係権利者及び管理者の承諾等が得られたものであること（当該通路が道路法の道路である場合、又は20年以上にわたって生活道路として利用されている場合は免除規定あり。）。 (エ) 特定通路は、法上の道路に有効に接続するものであること。	
（交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認める基準） イ 「交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認めるもの」については、次のすべての事項を満たすものであること。	(ア) 建築物の敷地は、特定通路に避難上有効に2m以上接するものであること。ただし、沖縄県建築基準法施行条例に接道に係る規定がある場合は、その数値以上とする。 (イ) 建築物及びその敷地は、敷地内の雨水及び汚水を適切に処理できるものであること。 (ウ) 建築物及びその敷地は、特定通路を法42条1項の道路とみなして適用する建築基準関係規定に適合するものであること。 (エ) 設計者及び工事監理者は、建築士の資格を有する者であること。 (オ) 建築物及びその敷地は、市町村の都市計画上支障がないものであること。	

建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号に基づく許可基準

「その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること」

包括同意基準適合チェックシート（第6項第2号）

建築基準法第43条第2項第2号関係

申請者の住所及び氏名			申請場所			
道の概要	通路の種類		関係権利者・管理者		関係権利者等の承諾等	有・無
	通路の幅員	m	敷地と接している部分の長さ		m	

沖縄県建築審査会の審議の特例による包括同意基準（第6項第2号）

法第43条第2項第2号（敷地等と道路の関係）の規定による許可について、建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号の基準に適合し、次の要件を満たすもの。		チェック
（特定通路の基準） ア 「その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な通路（以下「特定通路」という。）は、次のすべてに該当するものであること。	(ア) 特定通路は、平成11年5月1日において、現に建築物が立ち並び、一般の交通の用に供されている道であって、現況幅員が4m未満2.7m以上のものであること。 (イ) 特定通路は、その範囲及び形態が明確に確認できるものであること。 (ウ) 特定通路は、通行することについて、あらかじめ、その関係権利者及び管理者の承諾等が得られたものであること（当該通路が道路法の道路である場合、又は20年以上にわたって生活道路として利用されている場合は免除規定あり。）。 (エ) 特定通路は、法上の道路に有効に接続するものであること。 (オ) 特定通路は、建築物の敷地に係る現況の通路の中心線からの水平距離2m又は当該通路の反対側の境界線からの水平距離4mの線をその通路の新たな境界とし、その境界線に縁石を設置する等、境界を明確にすることができるものであること。	
（交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認める基準） イ 「交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認めるもの」については、次のすべての事項を満たすものであること。	(ア) 建築物の敷地は、特定通路に避難上有効に2m以上接するものであること。ただし、沖縄県建築基準法施行条例に接道に係る規定がある場合は、その数値以上とする。 (イ) 建築物及びその敷地は、敷地内の雨水及び汚水を適切に処理できるものであること。 (ウ) 建築物及びその敷地は、特定通路を法42条1項の道路とみなして適用する建築基準関係規定に適合するものであること。 (エ) 建築物は、その用途が法別表第2（い）項に掲げるもの又は農林漁業用建築物であること（既存建築物の建替え又は増築の場合は、緩和規定あり。）。 (オ) 建築物は、その階数が3以下のものであること（既存建築物の建替え又は増築の場合は、緩和規定あり。）。 (カ) 建築物は、その外壁及び軒裏の延焼のおそれのある部分が防火構造以上の性能を有するものであること。 (キ) 設計者及び工事監理者は、建築士の資格を有する者であること。 (ク) 建築物及びその敷地は、市町村の都市計画上支障がないものであること。	

建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号に基づく許可基準

「その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること」

包括同意基準適合チェックシート（第6項第3号）

建築基準法第43条第2項第2号関係

申請者の住所及び氏名			申請場所			
道の概要	通路の種類		関係権利者・管理者		関係権利者等の承諾等	有・無
	通路の幅員	m	敷地と接している部分の長さ		m	

沖縄県建築審査会の審議の特例による包括同意基準（第6項第3号）

法第43条第2項第2号（敷地等と道路の関係）の規定による許可について、建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号の基準に適合し、次の要件を満たすもの。		チェック
（特定通路の基準） ア 「その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な通路（以下「特定通路」という。）は、次のすべてに該当するものであること。	(ア) 特定通路は、平成11年5月1日において、現に建築物が立ち並び、一般の交通の用に供されている道であって、現況幅員が2.7m未満1.8m以上のものであること。 (イ) 特定通路は、その範囲及び形態が明確に確認できるものであること。 (ウ) 特定通路は、通行することについて、あらかじめ、その関係権利者及び管理者の承諾等が得られたものであること（当該通路が道路法の道路である場合、又は20年以上にわたって生活道路として利用されている場合は免除規定あり。）。 (エ) 特定通路は、法上の道路に有効に接続するものであること。 (オ) 特定通路は、建築物の敷地に係る現況の通路の中心線からの水平距離2m又は当該通路の反対側の境界線からの水平距離4mの線をその通路の新たな境界とし、その境界線に縁石を設置する等、境界を明確にすることができるものであること。	
（交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認める基準） イ 「交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認めるもの」については、次のすべての事項を満たすものであること。	(ア) 建築物の敷地は、特定通路に避難上有効に2m以上接するものであること。ただし、沖縄県建築基準法施行条例に接道に係る規定がある場合は、その数値以上とする。 (イ) 建築物及びその敷地は、敷地内の雨水及び汚水を適切に処理できるものであること。 (ウ) 建築物及びその敷地は、特定通路を法42条1項の道路とみなして適用する建築基準関係規定に適合するものであること。 (エ) 建築物は、その用途が専用住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅（法6条1項に該当するものを除く。）又は農林漁業用建築物であること（既存建築物の建替え又は増築の場合は、緩和規定あり。）。 (オ) 建築物は、その階数が3以下のものであること（既存建築物の建替え又は増築の場合は、緩和規定あり。）。 (カ) 建築物は、その外壁及び軒裏の延焼のおそれのある部分が準耐火構造以上の性能を有するものであること。 (キ) 設計者及び工事監理者は、建築士の資格を有する者であること。 (ク) 建築物及びその敷地は、市町村の都市計画上支障がないものであること。	

建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号に基づく許可基準

「その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること」